

平成28年度市・県民税 主な改正をお知らせします

問い合わせ先

- 市・県民税について：
課税課市民税班 ☎(93) 0443
- 住宅借入金等特別控除の申請について：
成田税務署 ☎(28) 5151

ふるさと納税制度による寄附金控除

①特例控除の上限の引き上げ
都道府県や市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）を支払った場合の特例控除額の上限が、所得割額の10%から20%に引き上げられました。

②申告特例控除の創設
（ワンストップ特例制度）
平成27年4月1日以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）は、所得税と復興特別所得税の確定申告をしなくても、税制上の優遇措置を受けることができる制度ができました。

次の事項に該当する人は対象になりませんので、注意してください。

- 確定申告が必要なる人
- 確定申告または市県民税申告書を提出する人
- 申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5を超える人
- 申告特例申請書または申告特例申請事項変更届に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日に居住する市区町村が異なる人

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除の適用期間が、1年6か月延長されました。

居住の用に供した日

改正前	改正後
平成11年1月1日～平成18年12月31日または平成21年1月1日～平成29年12月31日	平成11年1月1日～平成18年12月31日または平成21年1月1日～平成31年6月30日

社会保険料控除用 納付済通知書などの送付

平成27年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。各関係機関から次の納付済通知書などが送付されますので、申告時に利用してください。

国民健康保険税納付済通知書

後期高齢者医療保険料納付額確認書

介護保険料納付額確認書

市から1月下旬に発送します。これらの書類がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。

国民年金保険料の納付証明書

平成27年10月1日以降、初めて納付した人に日本年金機構から、2月上旬に送付されます。

年金保険料で、社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書と領収証書の添付などが義務付けられています。

問い合わせ先

国民健康保険税について：
納税課管理班 ☎(93) 0434

国民年金課課税班 ☎(93) 4084

後期高齢者医療保険料について：
国民年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

介護保険料について：
高齢者福祉課介護保険班 ☎(93) 4980

国民年金保険料について：
ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570(058)555

☎03(6700)1144

おむつの医療費控除

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

おむつ代で医療費控除を受けるときは

次の書類を用意して確定申告をしてください。

○おむつ代の領収書

○おむつ使用証明書（医師が発行します。なお、様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。）

2年目以降の人は

おむつ使用証明書の代わりになる「おむつに係る医療費控除の申告に関する確認書（以下、「確認書）」を高齢者福祉課窓口で交付しています。

■対象
次の全ての要件を満たす人

○介護保険の要介護認定を受けている人

○「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載がB1、B2、C1、C2のいずれかの人

○「尿失禁の可能性」の記載が「あり」の人

○主治医意見書が、平成27年または平成26年（※）に作成されている人

※要介護認定の有効期間が13か月以上の場合に限る

■注意事項
確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

☎高齢者福祉課介護認定班 ☎(93) 4980

要介護認定を受けている高齢者に 「障害者控除対象者認定書」を発行します

☎申請先 高齢者福祉課高齢者施策推進室 ☎(93) 4981

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、『障害者控除対象者認定書』を発行しています。
この認定書を市・県民税や所得税の申告時に提出すると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

なお、全ての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせてください。

■対象

次の要件を全て満たす人

○平成27年12月31日時点で、65歳以上の人

○要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人

○次の表1・2の「ランク」に該当する人

■持ち物

印鑑、介護保険被保険者証

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者（1・2級）に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうち体位を変えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排泄などについても介助者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者（3～6級）に準ずる	A2	寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない
		A1	寝たり起きたりしているものの食事、排せつ、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者（重度・最重度）に準ずる	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
		IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
		IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる